



# 島根県報

平成22年12月7日（火）

号外第201号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

**告 示**

**島根県告示第721号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	川本波多線	大田市三瓶町志学字坊地境畑250番1地先から同町志学字酢梅ヶ谷ハ336番6地先まで	前	A	メートル 3.50～ 24.00	メートル 724.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.00～ 38.00	480.00	
			後	B	12.00～ 38.00	480.00	
"	"	大田市三瓶町志学字酢梅ヶ谷ハ336番6地先から同町志学字コロツハ211番1地先まで	前	13.00～ 59.00	125.00	減幅 市道移管	
			後	13.00～ 51.00	125.00		
"	"	大田市三瓶町志学字三角ハ207番地先から同町志学字幸助屋敷ハ186番地先まで	前	A	3.50～ 7.00	439.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  ダブルウェイ解消 市道移管
				B	14.00～ 21.00	210.00	
			後	B	14.00～ 21.00	210.00	
"	"	大田市三瓶町志学字横山ハ191番地先から同町志学字舩屋ハ164番地先まで	前	A	4.50～ 10.00	200.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  トリプルウェイ解消 市道移管
		大田市三瓶町志学字横山ハ191番地先から同町志学字長原ハ72番地先まで		B	12.00～ 35.00	160.00	
		大田市三瓶町志学字寺ノ奥ハ161番1地先から同町志学字舩屋ハ164番地先まで	C	6.00～ 40.00	120.00		
		大田市三瓶町志学字横山ハ191番地先から同町志学字舩屋ハ164番地先まで	後	A	4.50～ 10.00	200.00	

		大田市三瓶町志学字横山ハ191番地先から同町志学字長原ハ72番地先まで	B	12.00～ 35.00	160.00		
〃	〃	大田市三瓶町志学字外屋ハ164番地先から同町志学字東畑口1019番1地先まで	前	A	3.50～ 30.00	2,035.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		B		12.00～ 44.00	1,308.00		
		大田市三瓶町志学字長原ハ72番地先から同町志学字東畑口1019番1地先まで	後	B	12.00～ 44.00	1,308.00	
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村椋谷830番3地先から同地先まで	前	10.22	22.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害復旧工事 拡幅
			後	16.00	22.00		

## 島根県告示第722号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	雲南市大東町小河内47番1地先から同747番5地先まで	メートル 395.00	平成22年 12月12日	雲南県土整備事務所	
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村椈谷830番3地先から同地先まで	22.00	平成22年 12月7日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番4地先から同地先まで	8.00	平成22年 12月7日		